上野基署発 0913 第 1 号 令 和 3 年 9 月 1 3 日

団体各位



東京都最低賃金改正に関する広報依頼について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都最低賃金が、本年10月1日から時間額1,041円(引上額28円)に改正されます。

この最低賃金は、パートタイマーやアルバイトを含む都内で働くすべての労働者とその使用者に適用され、使用者には罰則をもって最低賃金額以上の支払が義務づけられています。しかしながら、一部には適用される最低賃金額に対する理解不足から労使トラブルが発生している状況も認められ、円滑な労使関係構築の観点からも早急に改正最低賃金額を広くお知らせする必要があります。

つきましては、この趣旨に御理解を賜り、別添の広報文例及びリーフレット を貴団体の広報誌、ホームページ等への掲載又は貴団体事務室への掲示等により、東京都最低賃金改正に関する広報に御協力いただきますようお願い申し上 げます。

また、事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するための業務改善助成金等各種支援策につきましても、送付させていただきますので、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

上野労働基準監督署

所在地 〒110-0008 台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎7階

電話 03-6872-1230 担当 第四方面 加茂川通広 確 認しましょう!



### 東京都最低賃金

# 11,041時間額

令和3年10月1日から

~東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます~



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



28円

中小事業者・小規模事業者の皆さんへ

最低賃金を20円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合は、「業務改善助成金」をはじめとする各種支援策の活用をご検討ください。

「業務改善助成金」についてのお問い合わせは、

「業務改善助成金コールセンター」【☎03-6388-6155】

「東京働き方改革推進支援センター」【☎0120-232-865】 にお尋ねください。

○最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課最低賃金係(203-3512-1614) または 最寄りの労働基準監督署へ





# 生産性向上・賃金引上げ助成金のご案内

\*各助成金の詳細は別添リーフレットをご参照ください。ご不明点は、下記問合せ先へお問い合わせください。\*

	名 称	概要	助成内容	問合せ先
1	業務改善助成金	生産性向上に資する設備投資等を実施 し業務改善を行うとともに、事業場内 で最も低い賃金を一定額以上引き上げ る中小企業事業主等に業務改善に要し た経費の一部を助成。 対象事業場:以下の2要件を満たす中 小企業の事業場 ①事業場規模100人以下 ②地域別最低賃金と事業場の 最低賃金の差額 30円以内	コース 時給引上げ20円、45円、30円、60円、90円 コース 助成率 3/4 (一定の条件で 4/5) 上限額 20円コースの場合:引上げ1名 20万円 2~3名 30万円、4~6名 50万円 7~9名 70万円、10名以上※ 80万円 90円コースの場合:引上げ1名 90万円 2~3名 150万円、4~6名 270万円 7~9名 450万円、10名以上※ 600万円 7~9名 450万円、10名以上※ 600万円 ※10名以上は、生産量要件(コロナ禍の影響により前年又は前々年同月比で売上額等の事業活動の指標が30%以上減少)に該当する場合のみ 助成対象 設備投資、コンサルティング、店舗改装等(例)	<ul> <li>・東京労働局 雇用環境・均等部企画課 助成金係 03-6893-1100 (平日9:00-17:00)</li> <li>・業務改善助成金コールセンター 03-6388-6155 (平日8:30-17:15)</li> <li>・東京働き方改革推進 支援センター 0120-232-865 (平日9:00-17:00)</li> </ul>
2	キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣 労働者等の非正規雇用労働者の企業内 でのキャリアアップを促進するため、 正社員化、処遇改善の取組を実施した 事業主に対する助成。	コース・助成額 ・正社員化コース(正規雇用労働者等への転換) 有期雇用から正規雇用 1人当たり57万円 等 有期雇用から無期雇用 1人当たり28.5万円 等 無期雇用から正規雇用 1人当たり28.5万円 等 ・賃金規定等改定コース (有期雇用労働者等の賃金規定を増額改定し昇給)全ての有期雇用労働者等の賃金規定を2%増額 対象労働者が1~3名 9.5万円 等 ・賃金規定等共通化コース (有期雇用労働者等に対し正規雇用労働者と共通の賃金規定を新たに規定・適用) 57万円 等 ・諸手当制度等共通化コース (有期雇用労働者等に対し正規雇用労働者と共通の諸手当制度等共通化コース (有期雇用労働者等に対し正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに規定・適用又は有期雇用労働者等を対象に法定外の健康診断制度を新たに規定し、4人以上実施) 38万円 等	<ul> <li>・東京労働局助成金センター キャリアアップ助成金担当 03-5332-6923 (平日8:30-17:15)</li> <li>・ハローワーク</li> </ul>
3	人材確保等支援助成金	雇用管理の改善、生産性の向上等を通 じた職場定着の促進のための助成。	コース 人事評価改善等助成、テレワーク等9コース 助成額 人事評価改善等助成コース 目標達成 80万円 ・人事評価制度等整備計画の認定 (人事評価制度と2%以上賃金アップ) ・人事評価制度の整備・実施 ・生産性の向上 ・賃金の増加(2%以上) ・離職率低下目標の達成	・東京労働局助成金センター 人材確保等支援助成金担当 (テレワークコースを除く) 03-5332-6924 (平日8:30-17:15) ・東京労働局 雇用環境・均等部企画課 助成金係(テレワークコースのみ) 03-6893-1100 (平日9:00-17:00)
4		生産性を高めながら労働時間の縮減等 に取り組む中小企業事業者等に対する 助成。	コース 労働時間短縮・年休促進コース、勤務間インターバルコース、労働時間適正管理推進コース、団体推進コース 助成額 労働時間短縮・年休促進コース(以下いずれか低い方)取組みに要した費用の3/4 (一定の条件で4/5)成果目標の達成に応じ50万円又は100万円・時間外休日労働60(80)時間以下の36協定・特別休暇導入・時間単位休暇導入(・時間給3%以上引上げ加算可)	<ul> <li>・東京労働局 雇用環境・均等部企画課 助成金係 03-6893-1100 (平日9:00-17:00)</li> <li>・東京働き方改革推進 支援センター 0120-232-865 (平日9:00-17:00)</li> </ul>



### 東京労働局

# 生産性向上・賃金引上げ助成金のご案内

\*各助成金の詳細は別添リーフレットをご参照ください。ご不明点は、下記問合せ先へお問い合わせください。\*

	名 称	概要	助成内容	問合せ先
5	(中小企業庁) ものづくり・商業・		補助率 通常枠 1/2 (小規模2/3) 低感染リスク型ビジネス枠 2/3  補助対象 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費等 ※海外旅費(グローバル展開型のみ) 公告宣伝・販売促進費(低感染リスク型ビジネス枠のみ)  補助額 一般型 100万円~1,000万円 グローバル展開型 1000万円~3,000万円 等	・ものづくり補助金事務局 サポートセンター 050-8880-4053 ・東京都よろず支援拠点 03-6205-4728
6	小規模事業有持続的完 展支援事業	中小企業生産性革命推進事業 小規模事業者等が経営計画を作成して 取り組む販路開拓等の取組を支援	補助率 一般型 2/3 低感染リスク型ビジネス枠 3/4 上限額 一般型 50万円 低感染リスク型ビジネス枠 100万円	<一般型> ・商工会地区 東京都商工会連合会 042-843-5317 ・商工会議所地区 補助金事務局 03-6747-4602 <低感染リスク型ビジネス枠> ・コールセンター 03-6731-9325 ・東京都よろず支援拠点 03-6205-4728
7	(中小企業庁) サービス等生産性向上 IT導入支援事業	バックオフィス業務の効率化や新たな 顧客獲得等の付加価値向上に資するIT ツール導入を支援	補助率 通常枠 1/2	<ul> <li>・サービス等生産性向上 IT導入支援事業 コールセンター 0570-666-424</li> <li>・東京都よろず支援拠点 03-6205-4728</li> </ul>

最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課(03-3512-1614) または最寄りの労働基準監督署へ

### 令和3年度「業務改善助成金」のご案内(東京版)

『**業務改善助成金**』は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内 最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の 概要 事業場内最低賃金を20円以上引き上げ、機械設備導入などの取組を行った場合に、その設備投資費用の一部を助成します。

○活用事例と留意点は裏面をご覧ください!

※申請期限:令和4年1月31日(郵送の場合は必着)

コース区分	引上げ額	引き上げる 労働者数	助成 上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人 2~3人 4~6人 7~9人 10人以上★	20万円 30万円 50万円 70万円 80万円		
30円コース	30円以上	1人 2~3人 4~6人 7~9人 10人以上★	30万円 50万円 70万円 100万円 120万円	満たす中小企業の事業場 ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内 (※1) ・事業場規模 (労働者数) 100人以下	2 / 4
45円コース (8月新設)	45円以上	1人 2~3人 4~6人 7~9人 10人以上★	45万円 70万円 100万円 150万円 180万円		生産性要件を満たした場合は
60円コース	60円以上	1人 2~3人 4~6人 7~9人 10人以上★	60万円 90万円 150万円 230万円 300万円		(*2)
90円コース	90円以上	1人 2~3人 4~6人 7~9人 10人以上★	90万円 150万円 270万円 450万円 600万円		

- ★ 特例事業場: <u>コロナ禍の影響で</u>前年又は前々年同期値と比較して生産量等(売上高、販売数等)が30%以上減少した事業場は10人以上の上限額の適用対象です。
- (※1) 東京都最低賃金額は令和3年8月現在1013円ですので、<u>雇入3か月以上で時間額1043円以下</u>(月給者・日給者は時間額に換算)の労働者(試用期間で試用期間終了後に所定の昇給がある労働者、最賃特例許可労働者を除きます)が事業場に1人以上いることが申請要件です。(全員が1043円を超えている場合は申請できません。)
- (※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率 が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

### 「引き上げる労働者数」とは?

「引上げ前の時間額が引き上げ後の事業場内最低賃金額未満」かつ「コース額以上引き上げる」労働者の人数です。雇い入れ3か月未満の労働者も、これら2つの要件を満たしていれば、人数にカウントできます。

### 助成金支給きでの流れ

交付申請書・事業実施計画 などを、労働局に提出 交付決定後、 提出した計画に 沿って事業実施

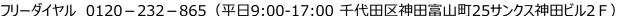
労働局に事業実 施結果を報告



### お問い合わせ先

- ◆ 「<u>業務改善助成金コールセンター」</u>R3年8月10日~ 03-6388-6155(平日8:30-17:15) または
- ◆ 「東京働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

査





### 申請先

◆ 助成金の申請窓口は事業場所在地を管轄する都道府県労働局です。都内の事業場の申請窓口は、「東京労働局 雇用環境・均等部企画課助成金係」03-6893-1100(平日9:00-17:00)です。申請は企業単位ではなく、事業場(店舗、営業所等)単位です。

### ご留意頂きたい事項

- ◆ 過去に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。同一年度内に2回まで申請可能です。
- ◆ パソコン等の汎用性事務機器購入費、セキュリティ対策費等、通常の事業活動の経費は助成対象外です。
- ◇ 特例事業場で30円コース以上ならパソコン(新規購入に限る)、11人乗以上の乗用車、貨物車も対象です。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 申請書のダウンロードと記載例は厚労省HP、申請の流れと提出書類等の詳細は東京労働局HPをご覧ください

### ~・業務改善助成金の活用事例・~







### 非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します!

### キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを 促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

	OL et de ste	OL et des	※ < > は生産性の	り向上が認められる場合の額		
	助成内容	助成額	中小企業の場合	大企業の場合		
		① 有期 → 正規	57万円<72万円>	42万7,500円 <54万円		
		② 有期 → 無期	28万5,000円 <36万円>	21万3,750円 <27万円		
		③ 無期 → 正規	28万5,000円 <36万円>	21万3,750円 <27万円>		
正社員化 コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に 転換又は画接雇用した場合(1人当た り)	<ul> <li>※派遣労働者を派遣先で正規屋。</li> <li>①③:1人当たり28万5,6</li> <li>※対象者が母子家庭の母等又は</li> <li>①:1人当たり9万5,000円</li> <li>※勤務地限定・職務限定・短時</li> </ul>	00円<36万円>(大企業も同額)加算	57,500円<6万円>(大企業も同額)加算		
		① 重度身体障害者、重度知的障害者	首及び精神障害者の場合			
		有期 → 正規	120万円	90万F		
		有期 → 無期	60万円	30万F		
	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用 労働者等に転換した場合(1人当たり)	無期 → 正規	60万円	30万F		
者正社員化		② 重度身体障害者、重度知的障害		50/21		
コース	<ul><li>※ 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務 地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含</li></ul>	有期 → 正規	90万円	67.5万月		
	みます。	有期→無期	45万円	33万		
		無期→正規	45万円	33万г		
			#377日   金の額を超える場合には、当該賃金の総額を			
		① 全ての賃金規定等を2%以上増額		工成級とので支続のあり。		
		対象労働者数 1~3人	9万5,000円<12万円>	7万1,250円<9万円>		
		4~6人	19万円 < 24万円>	14万2,500円<18万円>		
		7~10人	28万5,000円 <36万円>	19万円 <24万円>		
		11~100人 * 1人当たり	2万8,500円 <3万6,000円>	1万9,000円 <2万4,000円>		
	全て又は一部の有期雇用労働省等の基本 給の賃金規定等を増額改定し、昇給させ た場合(対象労働省数に応じて、1事業 所当たり)	② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定				
金規定等		対象労働者数 1~3人	4万7,500円 <60,000円>	3万3,250円<4万2,000円>		
定コース		4~6人	9万5,000円 <12万円>	7万1,250円 <9万円>		
		7~10人	14万2,500円 <18万円>	9万5,000円<12万円>		
		11~100人 * 1人当たり	1万4,250円 <1万8,000円>	9,500円<1万2,000円>		
		<ul><li>※中小企業において5%以上増額</li><li>①:1人当たり2万3,750F</li><li>※「職務評価」の手法の活用によ</li></ul>	円<18,000円>加算、②:1 人当たり7,600F 改定を行った場合 9<3万円>加算、②:1 人当たり1万2,350円	<1万5,600円>加算		
賃金規定等	+	10000 to 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1	57万円 <72万円>	42万7,500円 <54万円>		
共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の賃金 合(1事業所当たり)	を規定等を新たに規定・週用した場 ・週間に関連する。	※ 対象となる有期雇用労働者等1人当た 2万円<2.4万円> (大企業の場合			
			38万円 < 48万円>	28万5,000円 <36万円		
諸手当制度 等共通化 コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の諸 たは有期雇用労働者等を対象に「法定外の 4人以上に実施した場合(1事業所当たり	D健康診断制度」を新たに規定し、	※ 対象となる有期雇用労働者等 1 人当た (「法定外の健康診断制度」を新たに規 1.5万円 < 1.8万円 < 1 大企業の場 ※ 共通化した諸手当 2 つ目以降につき、 16万円 < 19.2万円 > (大企業の場	定し、4人以上に実施した場合を除く) 合、1.2万円<1.4万円>)加算 1手当当たり		
	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の	(1事業所当たり)	19万円 < 24万円>	14万2,500円 <18万円>		
	措置の導入に伴い、その雇用する有期契	※ 賃金の増額割合に応じて、1人	当たり以下の通り助成額を加算			
訳的適用	約労働者等について、働き方の意向を適 切に把握し、被用者保険の適用と働き方	2 %以上3%未満	1万9,000円 <2万4,000円>	1万4,000円 <1万8,000円>		
大導入時	の見直しに反映させるための取組を実施	3%以上5%未満	2万9,000円 <3万6,000円>	2万2,000円 <2万7,000円>		
処遇改善 コース	し、当該措置により新たに被保険者とし た場合	5%以上7%未満	4万7,000円 <6万円>	3万6,000円 <4万5,000円>		
	た場合 ※従業員数が100人を超える事業所は一 部の助成が令和3年9月30日までの暫定 措置	7%以上10%未満	6万6,000円<8万3,000円>	5万円 <6万3,000円>		
		10%以上14%未満	9万4,000円 <11万9,000円>	7万1,000円 <8万9,000円>		
		14%以上	13万2,000円 <16万6,000円>	9万9,000円 <12万5,000円>		
		5 時間以上延長	22万5,000円 <28万4,000円>	16万9,000円 <21万3,000円>		
短時間	右朋契約分離者等の適所で労働時限を5時	労働者の手取り収入が減少しない。	ように週所定労働時間を1時間以上5時間未満			
労働者 労働時間	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合	労働者の手取り収入が減少しない。 ※基本給を一定額以上昇給している	tうに週所定労働時間を1時間以上5時間未満 8必要があります。	延長した場合でも助成		
労働者 労働時間	有期契約労働者等の週所定労働時間を 5時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1 人当たり)	労働者の手取り収入が減少しない。	ように週所定労働時間を1時間以上5時間未満	16万9,000円 <21万3,000円 > 延長した場合でも助成 3万4,000円 <4万3,000円 > 6万9,000円 <8万6,000円		
労働者	間以上延長し、社会保険を適用した場合	労働者の手取り収入が減少しない。 ※基本給を一定額以上昇給している 1時間以上2時間未満	ように週所定労働時間を1時間以上5時間未満 必要があります。 4万5,000円 <5万7,000円>	延長した場合でも助成 3万4,000円 <4万3,000円>		

### ◆ 生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。 ◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。 「厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク」 LL030331作成 No.5

### 人材確保等支援助成金

1 人村確保等支援助成金	【労働局
14-1 雇用管理制度助成コース◆	
雇用管理制度(競手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター 制度、短時間正社員制度)の導入を通じて従業員の産業庫の低下に 取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 57万円<72万円>
14-Ⅱ 介護福祉機器助成コース◆	
介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護現後機器の導 入等を通じて従業員の解職率の低下に取り組む介援事業主に対して 助成	【目標遺成助成】 支給対象費用の20%<35%>(上限190万円)
14-豆 中小企業団体助成コース	The latest and the la
篠道病県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定備を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	幕書の実施に更した支給対象経費の2ン3 大規模認定総合等(構成中小企業者数500以上)上級1,000万円 中規模認定総合等(同103以上600末海) 上版 800万円 小機模設定総合等(同103米流) 上版 800万円
14 -17 人事評価改善等助成コース◆	
生産性向上に食する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期 界結等のみによらない資金制度を設けることを通じて生産性向よ、資金アップと組織事机下を図る場合に助成	【日福連成財政(後)】 <幼男円> 《近野海の健性な事を別期数で扱い、中海」、主張を整件を満たす(後口をかれたし) 場合のみ(とれた、第全アンアと舞蹈中世でを実現した場合に支右
14-V 雇用管理制度助成コース(建設分野)◆	
①人村保保等支援助成会(黒門管理制度助成コース)の支給を 受けたとで本助成コースが定める台車者及び女性の入職率に係 る日曜を運収した中小戦争事業主・②原用する登録高等対係 等の資金テーブル又は手当を増額改定した中小難投事業主に対 して助成	①の場合 第1回:57万円 「20時 第2回:85万円 (108万円> 造の場合 大力と5年編6:65万円 (最高3年間)
14 -VI 岩年者及び女性に魅力ある職場づくり事	第コース(建設分野)◆
(自産年および女性労働者の人職や改善を図ることを目的だした事業 を行った連撃事業主または建築事業主任体、信頼放工事における作 専門においての報告事業主または建設事業主任体、信頼放工事における作 事においての報告を指摘する活動を行った広境的機業登録を実施す る職業別様法人に対して限点	①の場合 (理妙事等主) 文総対象組費の3/5 5/4 (中小規律等等主以外の控制等事主) 文総対象経費の9/20<3/5> 求雇相信場解等予定器がた(場合、1/人名か計算級2項の9/20<3/5> (国数事主団(年) 天統対象経費の9/20 (中小型記事等主団(年) 天統対象経費の2/3 (2の場合 20年末三世年以外の建設事第主団体) 天統対象経費の1/2 (2の場合 2020年)
14 - 7位 作業員福舎等設置助成コース(連設分割	D •
()被災三無に所在する作業負債金、作業負債能、貢貸性を多有性 した中小建設等基生、公司ら属工等電する確定工業技術に女性専門 作業自販股を賃貸した中心元力建設等基土、公認定無額の実施に必 後な鉱設や投資の整理人は勤働を行ったに傾的調業制器を実施する 職業制発性人に別して助成	①の場合 支給資金経費の2/3 ②の場合 支給対象経費の3/5<3/4> ③の場合 ※総対象経費の1/2
14-運 外国人労働者就労環境整備助成コース・	
外国人特有の事情に配慮した対労環境の整備(就乗規則等の多言 語化など)を通じて、外国人労働者の職情定第に取り組む事業生に対 して助成	【目標連成助成】支給対象経費の1/2<2/3> (上服57万円<72万円>)
14 - 区 テレワークコース◆	
テレワークに係る制度を新たに整備し、テレワークを管施可能とする 距離を行う事業主に対して助成。 所定のテレワーク実績基準及び都維申目標を満たした事業主に対 して助成	

令和3年度 雇用・労働分野の助成金のご案内(簡略版)より抜粋

### 人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、 労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる 中小企業事業主を支援しますし

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器の導入・運用
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

### 助成対象となる取組の 実施期間

テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで ※機器等導入助成の支給申請は、テレワーク実施計画認定日から起算してフか月以内に実施

評価期間

機器等導入助成

計画認定日から起算して6か月以内の連続する3か月

※評価期間の始期は事業主が設定

**日標達成肋成** 

評価期間(機器等導入助成)の初日から1年を経過した 日から起算した3か月間

支給額等は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

### ①機器等導入助成

### 支 給 要 件

- 新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協 約または就業規則を整備すること。
- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成 の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以 上行うこと。
- 評価期間 (機器等導入助成) における、テレワーク に取り組む者として事業主が指定した対象労働者の テレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
  - ✓ 評価期間(機器等導入助成)に1回以上対 象労働者全員がテレワークを実施する 又は
  - ✓ 評価期間(機器等導入助成)に対象労働者 がテレワークを実施した回数の调平均を1回以 上とする

### 支給額

### 支給対象経費の30%

- ※以下のいずれか低い方の金額が上限額
- ・100万円 又は
- ·20万円×対象労働者数

### ②目標達成助成

### 支 給 要 件

- 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年 間の離職率以下であること。
- 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。
- 評価期間(目標達成助成)に、1回以上テレワー クを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入 助成)初日から1年を経過した日における事業所 の労働者数に、計画認定時点における事業所の労 働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせ た人数以上であること。

### 支給額

### 支給対象経費の20% (35%)

※以下いずれか低い方の金額が上限額

- ・100万円 又は
- ·20万円×対象労働者数

※〈〉内は生産性要件を満たした場合に適用

### ご利用の流れ等については裏面をご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、 厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン(総務省)などもご参照ください。 https://www.soumu.go.ip/main\_sosiki/joho\_tsusin/telework/index.htm

### ご利用の流れ

### テレワーク実施計画の作成・提出

提出期限までに、事業主の主たる事業所(通常は本社)の 所在地を管轄する都道府県労働局(以下「管轄労働局」とい う。) へ提出



管轄労働局が テレワーク実施計画を 認定

### 認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組(※)を実施

### 評価期間(機器等導入助成)においてテレワークを実施

- ✓ 計画認定日以降、以下3の支給申請日までに、取組の実施(機器購入の場合は納品)・支払を終えることが必要。 ✓ 計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間 (機器等導入助成) として設定し、テレワークに取り組む (評価期間の始期は事業主が設定)。
- ※支給対象となる取組(カッフ内の数字は上限額)

### 最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。

### ✓ テレワーク用通信機器の導入・運用

- ◆ ネットワーク機器(15万円)
- サーバ機器 (50万円)
- NAS機器(10万円)
- セキュリティ機器(30万円)
- ウェブ会議関係機器(1万円/対象労働者1人)
- サテライトオフィス利用料(30万円)
- 対象となる取組の詳細については厚労省HPをご確認いただくか、 ✓ 労務管理担当者に対する研修 (10万円)
- ✓ 労働者に対する研修(10万円)
- ✓ 外部専門家によるコンサルティング(30万円)
- ✓ 就業規則・労使協定等の作成・変更(10万円)

### ①機器等導入助成に係る支給申請

2

- ✓ 上記2の実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管 轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定することが
- ✓ 上記2の評価期間(機器等導入助成)において、前頁のテ レワーク実績基準を満たすことが必要



### 助成金の支給

支給対象経費の 30%

※以下いずれか低い方が上限 ・100万円 又は

·20万円×対象労働者数

### 評価期間(目標達成助成)においてテレワークを実施

✓ 上記2の評価期間(機器等導入助成)の初日から1年を経過した日から起算した3か月間(評価期間(目標 達成助成))において、テレワークを実施。

### ②目標達成助成に係る支給申請

- ✓ 上記4の評価期間(目標達成助成)の終了日の翌日から 起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請 書を提出
- ✓ 前頁の離職率目標を満たすことが必要
- ✓ 上記4の評価期間(目標達成助成)において、前頁のテレ ワーク実績基準を満たすことが必要



### 助成金の支給

支給対象経費の 20% (35%)

※以下いずれか低い方が上限 ・100万円 又は

·20万円×対象労働者数

※〈〉内は生産性要件を満たした場合に適用

### 助成金の詳細・問合せ先

東京労働局 雇用環境・均等部企画課 (テレワークコース担当) 〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 TEL03-6893-1100 (9:00 $\sim$ 17:00)

東京労働局 テレワークコース







東京労働局HP (テレワークコース)

### 「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に 取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

### 課題別にみる助成金の活用事例

企業の 課題

助成金

による

取り組み

新たに機械・設備を 導入して、生産性を 向上させたい!

労働能率を増進する ために設備・機器な どを導入

改善の 結果



新たな機器・設備を 導入して使用するよ うになったところ、 実際に労働能率が増 進し、時間当たりの 生産性が向上した。

始業・終業時刻を手 書きで記録している が、管理上のミスが 多いし



労務管理用機器や、 ソフトウェアを導入



記録方法を台帳から ICカードに切り替え たことで、始業・終 業時刻を正確に管理 できるようになり、 業務量の平準化につ ながった。

業務上の無駄な作業 を見直したいが、何 をすればいいか分か らない!



外部の専門家による コンサルティングを 実施



専門家のアドバイスで 業務内容を抜本的に見 直すことができ、効率 的な業務体制などの構 築につながった。

### 生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

### 助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する 都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

▶労働局の所在地一覧

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroud oushou/shozaiannai/roudoukyoku/



▶働き方改革関連法の詳細は、 「働き方改革」特設サイトへ

働き方改革 厚労省

https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

### 労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

### 主業 書象 放

以下のいずれにも該当する事業主です。

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小 企業事業主(※1)であること。
- 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就 業規則等を整備していること。
- 3. 交付申請時点で、右記「成果目標」①から ③の設定に向けた条件を満たしていること。

### (※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

### 支給対象となる取り組み ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・ 更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの 導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、業務研修も含みます。
- (※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマート フォンは対象となりません。

### ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・ 均等部(室)に提出(締切:11月30日(火))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施 (事業実施は、令和4年1月31日(月)まで)

労働局に支給申請(締切:2月10日(木))

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」 や「申請様式」は、こちらからダウンロード できます。

電子申請システムによる申請も可能です。 詳しくはこちら (https://jgrants.go.jp/)



以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、 達成を目指して取り組みを実施してください。

- ① 全ての対象事業場において、月60時間を超える 36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる こと。
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80
- ② 交付要綱で規定する特別休暇 (病気休暇、教育 訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイル ス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休 暇) のいずれか1つ
- 以上を全ての対象事業場に新たに導入すること。 ③ 時間単位の年次有給休暇制度を、全ての対象事業 場に新たに導入させること。
- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当 たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き 上げを行うことを成果目標に加えることができます。

### 支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給 対象となる取り組みの実施に要した経費の一部 を支給します。

以下のいずれか低い額

I 以下1~3の上限額および4の加算額の合計額

Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※4)

(※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対 象の取り組みで⑥から⑦を実施する場合で、その所要額 が30万円を超える場合の補助率は4/5

### 【Iの上限額】

1 成果目標①の上限額

	事業実施前の	D設定時間数
事業実施後に設定する時間外労働と休日 労働の合計時間数	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定に おいて、時間外労働 と休日労働の合計時 間数を月60時間を超 えて設定している事 業場
時間外労働と休日労 働の合計時間数を月 60時間以下に設定	100万円	50万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間と設定	50万円	I

- 2. 成果目標②達成時の上限額:50万円
- 3. 成果目標③達成時の上限額:50万円
- 4. 賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3 %以上 引き上げ	15万円	30万円	50万円	1 人当たり 5 万円 (上限150万円)
5 %以上 引き上げ	24万円	48万円	80万円	1 人当たり 8 万円 (上限240万円)

(2021.4)

### 「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、平成31年4月から、制度の導入が努力義務化されています。

<u>このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支</u>援します。是非ご活用ください。

### 課題別にみる助成金の活用事例

多い!

企業の 課題 インターバル制度を 導入するために、新 たに機械・設備を導 入して、生産性を向 上させたい!



始業・終業時刻を手

書きで記録している

が、管理トのミスが

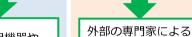
インターバル制度を 導入するために、業 務上の無駄な作業を 見直したい!

コンサルティングを

助成金 による 取組

労働能率を増進する ために設備・機器等 を導入

労務管理用機器や、 ソフトウェアを導入



実施

改善の 結果



新たな機器・設備を 導入して使用したと ころ、実際に労働能 率が増進し、時間当 たりの生産性が向上 した。



記録方法を台帳から ICカードに切り替え たことで、始業・終 業時刻を正確に管理 できるようになった。



専門家のアドバイス で業務内容を抜本的 に見直すことができ、 効率的な業務体制な どの構築につながっ た。

### 勤務間インターバルの導入により、労働時間等の設定改善を推進!!

### 助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する

都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 にお尋ねください。

▶労働局の所在地一覧

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/



▶働き方改革関連法の詳細は、 「働き方改革」特設サイトへ

https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

働き方改革 厚労省

金 索

### **勤務間インターバル導入コースの助成内容**

### 主業

以下のいずれにも該当する事業主です。

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
- 2.36協定を締結しており、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。
- 3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- 4.以下のいずれかに該当する事業場を有すること。
- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

(※1) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

### 支給対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・ 更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等 の導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、業務研修も含みます。
- (※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

### 成果目標

支給対象となる取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

- ●新規導入【対象事業主4.①に該当する場合】 新規に所属労働者の半数を超える労働者を対 象とする勤務間インターバルを導入すること。
- 適用範囲の拡大【対象事業主4.②に該当する場合】 対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半 数を超える労働者を対象とすること。
- ●時間延長【対象事業主4.③に該当する場合】 所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。
- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

### 支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は表1、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は表2により、最も短い休息時間数に応じたものになります。

【表1】新規導入に該当するものがある場合

	休息時間数(※4)	補助率(※5)	1 企業当たりの上限額
I	9 時間以上 11時間未満	3/4	8 0万円
I	11時間以上	3/4	100万円

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休息時間数(※4)	補助率(※5)	1企業当たりの上限額
9 時間以上 11時間未満	3/4	4 0万円
11時間以上	3/4	5 0 万円

- (※4) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。
- (※5) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、「支給対象となる 取組」で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超え る場合の補助率は4/5となります。

賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3%以上 引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上 引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

### 利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要 書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均 等部(室)に提出(締切は11月30日(火))

申請書の記載例を掲載している

こちらからダウンロードできます。

「申請マニュアル」や「申請様式」は、

交付決定後、提出し た計画に沿って取組 を実施(<u>令和4年1</u> 月31日(月)まで)



労働局に**支給申請** (締切は2月10日(木))

電子申請システムによる申請も可能です。 詳しくはこちら (https://jgrants.go.jp/)



·\* (2021.4

### 「働き方改革推進支援助成金 | 労働時間適正管理推進コースのご案内

令和2年4月1日から、賃金台帳等の労務管理書類の保存期間が5年(当面の間は3年)に延 長されています。このコースでは、生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向 けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

### 課題別にみる助成金の活用事例

企業の 課題

新たに機械・設備を 導入して、生産性を 向上させたい!



労働能率を増進する 助成金 ために設備・機器な による どを導入 取組

改善の 結果



新たな機器・設備を 導入して使用したと ころ、実際に労働能 率が増進し、時間当 たりの牛産性が向上 した。

日報作成と、出退勤 管理に重複が発生し、 作業が非効率!



労務管理用機器や、 ソフトウェアを導入



出退勤管理システム の導入により、重複 していた日報作成と 出退勤管理の作業が 統合され、時短につ ながった。

労働時間を削減する ために、業務上の無 駄な作業を見直した **UN!** 



外部の専門家による コンサルティングを



専門家のアドバイスで 業務内容を抜本的に見 直すことができ、効率 的な業務体制などの構 築につながった。

### 生産性の向上を図り、労働時間の適正管理を推進!!

### 助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



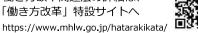
ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する 都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

▶労働局の所在地一覧

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroud oushou/shozaiannai/roudoukyoku/



▶働き方改革関連法の詳細は、 「働き方改革」特設サイトへ



働き方改革 厚労省

### 労働時間適正管理推進コースの助成内容

### 

以下のいずれにも該当する事業主です。

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小 企業事業主(※1)であること。
- 2.36協定を締結していること。
- 3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就 業規則等を整備していること。
- 4. 勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金 台帳等を作成・管理・保存できるような統合 管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を 採用していないこと。
- 5. 賃金台帳等の労務管理書類について5年間 保存することが就業規則等に規定されていな いこと。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者	
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
卸売業	1 億円以下	100人以下	
その他の業種	3 億円以下	300人以下	

### 支給対象となる取り組み ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・ 更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの 導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、業務研修も含みます。

申請書の記載例を掲載している

こちらからダウンロードできます。

「申請マニュアル」や「申請様式」は、

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマート フォンは対象となりません。

### 成果目標

支給対象となる取り組みは、以下の①から③まで の全ての目標達成を目指して実施してください。

- ① 新たに勤怠(労働時間)管理と賃金計算等をリン クさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるよ うな統合管理ITシステム(※4)を用いた労働時 間管理方法を採用すること。
  - (※4) ネットワーク型タイムレコーダー等出退勤時刻 を自動的にシステム上に反映させ、かつ、データ管 理できるものとし、当該システムを用いて賃金計算 や賃金台帳の作成・管理・保存が行えるものである 76.
- ② 新たに 賃金台帳等の労務管理書類について 5 年間 保存することを就業規則等に規定すること。
- ③ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべ き措置に関するガイドライン」に係る研修を労働 者及び労務管理担当者に対して実施すること。
- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当 たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き 上げを行うことを成果目標に加えることができます。

### 支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給 対象となる取り組みの実施に要した経費の一部 を支給します。

以下のいずれか低い額

I 以下①の上限額および②の加算額の合計額 対象経費の合計額×補助率3/4(※5)

(※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給 対象の取り組みで⑥から⑦を実施する場合で、その所 要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

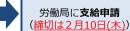
- ① 成果目標達成時の上限額:50万円
- ② 賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3 %以上 引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5 %以上 引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

### 利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要 書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均 等部(室)に提出(締切は11月30日(火))

交付決定後、提出し た計画に沿って取組 を実施(令和4年1 月31日 (月) まで)



電子申請システムによる申請も可能です。 詳しくはこちら(https://igrants.go.ip/)



### 「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されました。

このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主(以 下「構成事業主」といいます)の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げ に向けた取り組みを実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

業界の活性化のためにも、ぜひご活用ください。

### 課題別にみる助成金の活用事例

事業主 団体など の課題

構成事業主へ「働き方 改革」の取り組みにつ いて周知したい!



肋成金 の活用 労務管理などに関す るセミナーを開催



取り組み の結果

- 36協定の作成の手順 や、労働時間管理の方 法などを教示
- ・セミナー後にも相談 窓口を設置し、構成事 業主の取り組みを支援
- ・セミナー資料を会報 誌に掲載して、全ての 構成事業主に周知

構成事業主の職場で の、業務の効率化を 推進したい!



外部専門家による巡 回指導や、好事例の 収集・紹介を実施





- 外部専門家に よる巡回指導 によって、 個々の企業の 業務の見直し を図る
- ・上記で得られた改善 結果や好事例をとりま とめ、その内容を他の 構成事業主に周知した ことにより、同様の例 を横展開

構成事業主も悩んで いる人手不足を解消 したい!



人材確保に向けた取り 組み、外部専門家によ る巡回指導を実施





- 構成事業主の求人募 集を事業主団体などが とりまとめて募集
- ・併せて外部専門家に よる巡回指導を行って、 募集企業の職場環境を 改善
- ・ 複数の構成事業主で 新たな労働者を確保

### 中小企業における労働時間などの設定改善推進に向けて、環境を整備!

### 助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、事業主団体などの所在地を管轄する 都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

▶労働局の所在地一覧

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroud oushou/shozaiannai/roudoukyoku/



▶働き方改革関連法の詳細は、 「働き方改革」特設サイトへ

https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

働き方改革 厚労省

### 団体推進コースの助成内容

### 

以下のいずれかに該当する事業主団体など (※1)です。

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動 実績がある事業主団体
- ア 法律で規定する団体(事業協同組合、事 業協同小組合、信用協同組合、協同組合連 合会、企業組合、協業組合、商工組合、商 丁組合連合会、都道府県中小企業団体中央 会、全国中小企業団体中央会、商店街振興 組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、 商丁会、生活衛生同業組合、一般社団法人 および一般財団法人)
- イ ト記以外の事業主団体(一定の要件有)
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動 実績がある共同事業主

共同する全ての事業主の合意に基づく協定 書を締結しているなどの要件を満たすこと。

(※1) 事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事 業主であり、中小企業事業主の占める割合が、 構成事業主全体の2分の1を超える必要があり

> 中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件 を満たす中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

### 支給対象となる取り組み ~いずれか1つ以上を実施すること~

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減 実験(労働費用を除く)の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進など、労働時 間などの設定の改善に向けた取引先との調 整の事業
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会 開催および出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナーの開催などの事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増 進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取り組みの事業

### 成果目標

支給対象となる取り組みは、以下の「成果 目標しの達成を目指して実施してください。

支給対象となる取り組み内容について、 事業主団体などが事業実施計画で定める時 間外労働の削減または賃金引き上げに向け た改善事業の取り組みを行い、構成事業主 の2分の1以上に対してその取り組みまた は取り組み結果を活用すること。

### 支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対 象となる取り組みの実施に要した経費を支給 します。

以下のいずれか低い方の額

- ① 対象経費の合計額
- ② 総事業費から収入額(※2)を 控除した額
- ③ 上限額(※3)
- (※2) 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が 発生する場合などが該当します。
- (※3) 上限額は以下のとおりです。

助成額

- ① 原則、上限額は500万円
- ② 都道府県単位または複数の都道府県単位で 構成する事業主団体など(傘下企業が10者以
- 上) に該当する場合の L限額は1,000万円

### ご利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書 類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部 (室) に提出(締切:11月30日(火))

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施 (事業実施は、令和4年2月17日(木)まで)



労働局に支給申請(締切:2月28日(月))

申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。 詳しくはこちら (https://jgrants.go.jp/)



### 生産性向上を目指す皆様へ

### 「ものづくり・商業・サービス補助金」が さらに使いやすくなりました

### 「ものづくり補助金」だからできること。

補助上限 1,000万円または3,000万円、補助率 1/2 (原則)

で新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。 ※一般型は補助上限1,000万円、グローバル展開型は補助上限3,000万円

また、対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの 改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

**補助率 2/3** (低感染リスク型ビジネス枠)

### 誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画(3~5年)を策定・実施する 中小企業等※なら、どなたでもご応募いただけます。

要件①:付加価値額 要件②:給与支給総額 要件③:事業場内最低賃金

+3%以上/年

+1.5 %以上/年 地域別最低賃金+30 円

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。 また、革新性や事業性等の審査がございます。年によって異なりますが、例年は、2~3倍程度の採択倍率です。

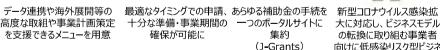
### かつてない「使いやすさ」へ。



を支援できるメニューを用意





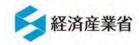


の転換に取り組む事業者 向けに低感染リスク型ビジネ ス枠(新特別枠)を創設

※詳細については、裏面(次ページ)を参照下さい。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で中小機構に措置

並びに令和3年度当初予算で措置







### 活用例

### 事例①(诵常枠)

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発。
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入。

### 事例②(低感染リスク型ビジネス枠)

物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発 (例 AI·IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有す る製品開発(部品開発を含む)、オンラインビジネスへの転換等)

### 新しいメニューで、様々な取組に対応。

予算	事業類型	概要	補助上限	補助率
R1補正予算・ R2補正予算 (ものづくり・ 商業・サービス 生産事業) ※個者 ※中小機構が 実施	<b>一</b> 絵型	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に 必要な設備投資及び試作開発を支援。(通常枠)	1,000万円	中小1/2 小規模 2/3
	放至	新型コロナウイルスの感染拡大が継続している中で、社会経済の 変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた前向きな投資を 支援。(低感染リスク型ビジネス枠)	1,000万円	2/3
	グローバル 展開型	海外事業(海外拠点での活動を含む)の 拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、 補助上限額を引上げ。	3,000万円	中小1/2 小規模 2/3
	ビジネス モデル 構築型	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のため の面的支援プログラムを補助。 (例:面的デジタル化支援、デザイン経営実践支援、 ロボット導入FS等)	1億円	大企業1/2 上記以外2/3
R3当初予算 (ものづくり・ 商業・サービス 高度連携 促進事業) ※連携体 ※経産省が実施	企業間連携型	複数の中小企業等が連携して行う 高度なプロジェクトを最大2年間支援。 (連携体は5者まで)	2,000万円 /者	中小1/2 小規模 2/3
	サプライ チェーン 効率化型	幹事企業が主導するサプライチェーン全体を 効率化する取組を支援。 (連携体は10者まで)	1,000万円 /者	中小1/2 小規模 2/3

<令和元年度補正・令和2年度第3次補正予算ものづくり補助金(一般型(低感染リスク型ビ ジネス枠含む)、グローバル展開型)の今後のスケジュール> ものづくり補助全事務局

5月13日(木) 公募開始

6月3日(木) 電子申請受付

8月17日(火) 応募締切(7次締切)

※ 6次までの各締切で不採択だった方は、7次締切に再度で応募いただくことが可能です。7次締切分の採択発表は、9月 末を予定しています。一般型とグローバル展開型は同じスケジュールで、7次締切後も申請受付を継続し令和3年度内に複数 回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時採択発表を行います(予定は変更する場合があります)。

重要!:本補助金の申請にはGビズID(アカウント)の取得が必要です。 I D取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID

応募方法等の詳細は こちらからご確認ください



販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

### ECサイトを開設したい ブランドカを高めたい 商品を宣伝したい

### ✓持続化補助金

### <一般型>

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額:上限50万円※共同申請可能

補助率:2/3

補助対象:店舗改装、チラシ作成、広告掲載など

### **<低感染リスク型ビジネス枠>**

小規模事業者等がポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取組 や感染防止対策費(消毒液購入費、換気設備導入費等)の一部を支援

補助額:上限100万円

補助率: 3/4

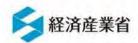
補助対象:対人接触機会の減少を目的としたテイクアウ

ト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など

※感染防止対策費は補助金総額の1/4を上限に支援(特別措置裏面参照)

詳細は、裏面をご覧ください

令和元年度補正予算、令和2年度第3次補正予算で中小機構に措置







### 持続化補助金活用イメージ

成果

採択事業者の97.5%が客数増加、96.0%が売上増加を実感!

※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

### 活用例

宿泊・飲食事業等を行う旅館が、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信した結果、問合せ件数が倍増、海外客の団体旅行予約も2割程度増加。

### 事例② (低感染リスク型ビジネス枠)

事例① (一般型)

ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの 転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行うとともに、 オンライン予約制とするためのシステムを導入。

### 緊急事態措置に伴う特別措置(低感染リスク型ビジネス枠のみ)

特別措置

2021年1月以降に発令された緊急事態措置の影響を受け、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した場合。

- ①補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/4(最大25万円)から、1/2(最大50万円)へ引上げます。
- ②審査時における加点措置を講ずることにより優先採択。

※詳細は公募要領をご覧ください

### 今後のスケジュール

### <一般型>

応募締切:2021年6月4日(金)(5次締切)

: 2021年10月1日(金)(6次締切)

: 2022年2月4日(金)(7次締切)

当日消印有効

※第8回受付締切以降(2022年度以降)については、 今後改めてご案内します。

### 一般型事務局HP

商工会地域HP

商工会議所地域HP



お問い合わせ先は所在地に よって異なるため、上記の商工 会地域HPをご参照ください。



03-6747-4602

iGrantsによる電子申請/書類郵送で受付

### <低感染リスク型ビジネス枠>

応募締切:2021年7月7日(水)(2次締切)

: 2021年9月8日(水)(3次締切)

: 2021年11月10日(水)(4次締切)

: 2022年1月12日(永)(5次締切)

: 2022年3月9日(水)(6次締切)

### 低感染リスク型ビジネス枠事務局HP等

補助金事務局HP jGrants(ID取得)



03-6731-9325

### jGrantsによる電子申請のみの受付

※申請に必要なGビズIDプライムアカウントの発行には 数週間がかかりますので、申請をお考えの方は、先に アカウントを発行することをお勧めします。

### (IT導入・DXを検討中の皆様へ)

## ITで業務効率化・データ活用をしたい働き方改革・コロナ対策を進めたい全社的なDX (デジタルトランスフォーメーション) を進めたい

IT導入による生産性向上を後押しします。 まずはIT導入補助金をチェック✓。

### ✓ IT導入補助金

(サービス等牛産性向上IT導入支援事業)

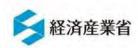
### バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など 生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等の中小企業等が対象。

	通常枠		NEW 低感染リスク型ビジネス枠		
事業類型 A類型		B類型	C類型 (低感染リスク型ビジネス類型)	D類型 (テレワーク対応類型)	
補助 下限額・ 上限額	30万~ 150万円 未満	150万~ 450万円	30万~ 450万円	30万~ 150万円	
補助率	1/2		2,	/3	
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、 専門家経費等		左記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象		

<sup>※</sup>事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域 別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加点要件(一部事業者等については申請要件)とします。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で 中小機構に措置







### 低感染 リスク型 ビジネス枠

### 低感染リスク型ビジネス類型・テレワーク対応類型の創設

- ✓ 補助率は2/3です。
- ✓ 「低感染リスク型ビジネス類型」は、 複数のプロセス(販売管理と労務など)を非対面化・連携 し、一層の生産性向上を図るITツールの導入を支援します。
- ✓ 「テレワーク対応類型」は、生産性向上のために、テレワーク 環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入を支援し ます。

### 補助金 活用事例

### 事例①(通常枠)

担当者の交代や後継者問題など、"人"の課題が顕在化。『長年の勘』からの脱却をはかるため、販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の見える化を行い、売上が増加。

### 事例②(低感染リスク型ビジネス類型)

顧客対応や決済業務の対面実施による感染リスクが存在。 「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管 理システム」を同時導入することで、顧客と従業員間の業務の 非対面化と効率化を実現。

### 事例③(テレワーク対応類型)

テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入することで非対面化と効率化を実現。

### <IT導入補助金2021の今後のスケジュール>

公募開始:令和3年4月7日(水)

応募締切: 令和3年7月30日(金) 17:00まで

応募方法等の 詳細はこちらから ご確認ください サービス等生産性向上 IT導入支援事業事務局 ポータルサイト



※令和3年7月30日(金)の締切後も9月に締切を設ける予定です。9月以降の締切については、申請状況を踏まえて設定予定です。(制度内容、予定は変更する場合がございます。)